

## 理事及び監事並びに評議員の報酬等並びに費用に関する規程

### 規程第14号

#### (目的及び意義)

第1条 この規程は、公益財団法人社会貢献支援財団（以下「この法人」という。）の定款第17条及び第34条の規定に基づき、理事及び監事並びに評議員の報酬等並びに費用に関し必要な事項を定めることを目的とし、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下、「一般社団・財団法人法」という。）並びに公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（以下、「公益社団・財団認定法」という。）の規定に照らし、妥当性と透明性の確保を図ることとする。

#### (定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 常勤理事とは、評議員会で選任された理事のうち、この法人を主たる勤務場所とするものをいう。
- (3) 非常勤理事とは、常勤理事以外の理事をいう。
- (4) 報酬等とは、公益社団・財団認定法第5条第13号で定める報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当であって、その名称のいかんを問わない。費用とは明確に区分されるものとする。
- (5) 費用とは、職務の遂行に伴い発生する交通費、通勤費、旅費（宿泊費含む）、手数料等の経費をいう。報酬等とは明確に区分されるものとする。

#### (報酬の支給)

第3条 この法人は理事及び監事並びに評議員の職務執行の対価として報酬を支給することができる。

- 2 常勤理事の給与は月額とし、別表1により支給するものとし、報酬額は評議員会の承認を得て決めるものとする。
- 3 非常勤理事に対しては、別表2により支払うことができる。
- 4 監事の報酬は、別表3により支払うことができる。

- 5 評議員の報酬は、別表4により支払うことができる。
- 6 常勤理事には、別表5により、賞与を支払うことができる。
- 7 常勤理事の退職に当たっては、別表6により退職手当を支払うことができる。

(報酬の支給日)

第4条 報酬は、月額をもって支給するものとし、毎月一定の定まった日に支払うものとし、非常勤理事及び監事にあっては、理事会出席等、又評議員にあっては評議員会出席等、必要の都度、支払うものとする。

(報酬等の支給方法)

第5条 報酬等は通貨をもって本人に支給する。ただし、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができる。

2 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額及び本人から申出のあった立替金、積立金等を控除して支給する。

(通勤費)

第6条 理事及び監事並びに評議員には、その通勤の実態に応じ、通勤費を支給する。

(費用)

第7条 この法人は、理事及び監事並びに評議員がその職務の執行に当たって負担し、又は負担した費用については、これを請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、また前払いを要するものについては前もって支払うものとする。

(公表)

第8条 この法人は、この規程をもって、公益社団・財団認定法第20条第1項に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(改廃)

第9条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

附 則

本規程は、平成22年9月1日から施行する。

附 則 (平成23年5月26日)

本規程は、平成23年5月26日から施行する。

附 則（平成26年6月2日）

本規程は、平成26年6月2日から施行する。

別表1 常勤理事の給与月額

給与月額 920,000 円以内

別表2 非常勤理事の報酬

理事会出席の都度、謝金として一人一律 50,000 円

別表3 監事の報酬

理事会等出席の都度、謝金として一人一律 50,000 円

別表4 評議員の報酬

評議員会出席の都度、謝金として一人一律 50,000 円

別表5 常勤理事賞与

給与月額×6.0

別表6 常勤理事退職手当の算出要領

算出数式

給与月額×在職月数×支給係数